

特別定額給付金の申請はお済みですか？

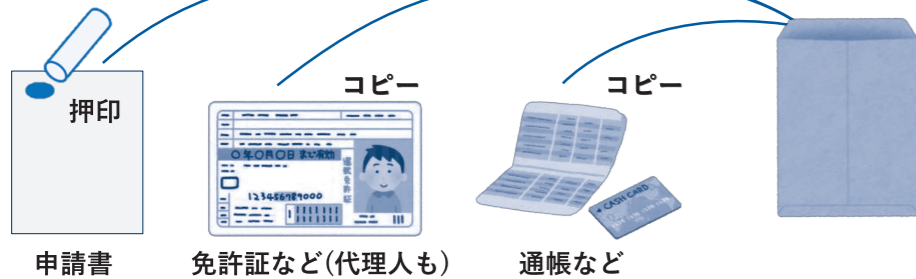
4月27日時点で市に住民登録されている方へ、一律10万円を給付する特別定額給付金の申請を受け付けています。申請期限を過ぎると給付金が受け取れないので、期限までに忘れずに申請してください。

【福祉政策課特別定額給付金担当】

申請期限
8月26日(水)

期限を過ぎたら
受け取れません

！ 申請のポイントは3点



あなたがとるべき避難行動



梅雨から秋にかけて台風や大雨が多く発生するため、避難の際は新型コロナウイルス感染症に配慮して分散避難を心掛ける必要があります。多くの人が集まる避難所より、親戚・知人宅などへ避難する方が安心です。

【防災対策課防災担当】

ハザードマップを確認

家がある場所に色が塗られていますか？

いいえ

自宅で避難



※ 天候や近隣の状況により危険があれば避難を考える

はい

原則、色が塗られていない場所へ避難

安全な場所に住む親戚や知人がいる

いいえ

小学校・中学校
などへ避難



感染症対策も
忘れずに

親戚や知人宅へ避難



日頃から避難先を相談

※ 開設場所は市からの最新情報を確認

かけがえのない日常を失わないために

新型コロナウイルス感染症の拡大防止へ長期的に取り組む必要があるため、厚生労働省から「新しい生活様式」の実践例が示されました。家族や大切な人を守るためにも、一人一人が実践し、日常生活に積極的に取り入れましょう。

感染予防のはじめかた

①身体的距離の確保



②マスクの着用



③手洗い



暮らしに新発想

♥ 買い物は少人数で短時間



どんなときも
おもいやりを
忘れずに



♥ 遊びは空いている時間と場所を選んで



♥ 食事はテイクアウトや出前も活用



♥ 移動は徒歩や自転車も使って



これさえ見ればすぐ分かる！ 新型コロナに関連して困ったときの問い合わせ先一覧を作成しました。各家庭で保管し、必要に応じて活用してください。

	なに	誰	どんな	どこに
生活	特別定額給付金	市民の方へ(2020年4月27日時点で)	一律10万円を支給	福祉政策課特別定額給付金担当
	住居確保給付金	休業等による収入減少で住居を失いそうな方へ	家賃相当額を支給(上限あり)	生活支援課生活自立相談窓口
	緊急小口資金	休業され生活資金が不安な方へ	最大20万円を貸し付け	茅ヶ崎市社会福祉協議会 ☎(85)9650
	総合支援資金	失業され生活資金が不安な方へ	傷病手当金を支給	保険年金課給付担当
	国民健康保険の傷病手当金の支給	国民健康保険に加入していて、感染もしくは感染の疑いで無給や減給した方へ		
税金・料金	市税の納付猶予	休業等による収入減少で納税が難しい方へ	納期限から最大1年間の徴収猶予	収納課納税担当
	県税の納付猶予			藤沢県税事務所☎0466(26)2111
	国税の納付猶予	主たる生計維持者が感染もしくは収入が減少したこと等により支払いが難しい方へ	保険料の減額や免除	国税局猶予相談センター ☎0120(948)271
	国民健康保険料の減免			保険年金課保険料担当
	後期高齢者医療保険料の減免			保険年金課後期高齢者医療保険担当
	介護保険料の減免	支払いが難しい方へ(本人・配偶者等の所得要件あり)	最長4か月の支払い猶予	高齡福祉介護課保険料担当
	国民年金保険料			藤沢年金事務所☎0466(50)1151
	上下水道料金の支払い猶予	支払いが難しい方へ	市営住宅を6か月貸し出し(使用料あり)	茅ヶ崎水道営業所☎(52)6151
	市営住宅の一時的な提供	失業等で住居の退去を余儀なくされた方へ		建築課市営住宅担当
子育て	子育て世帯への臨時特別給付金	児童手当を受給する世帯の方へ	児童1人あたり1万円	子育て支援課手当給付担当
	ひとり親家庭等支援特別給付金	児童扶養手当を受給する世帯の方へ (市)	1世帯あたり5万円	
	ひとり親世帯臨時特別給付金	児童扶養手当等を受給する世帯の方へ (国)	1世帯あたり5万円(追加支給あり)	

※ 支援の対象には、条件がある場合がありますので問い合わせ先へご確認ください

その他相談窓口		
みんなの人権110番	不当な差別など人権問題にお悩みの方	☎0570(003)110
消費生活センター	給付金詐欺悪徳商法でお悩みの方	☎(82)1111
家庭児童相談室	子育てに関するお悩みのある方	☎(82)1151
DV相談+(プラス)	DVにお悩みの方	24時間受け付け ☎0120(279)889

少なくとも次のいずれかに当たるときはすぐに相談してください

- 息苦しさ、強いだるさ、高熱など強い症状のいずれかがある
- 重症化しやすい方(高齢者、基礎疾患がある方など)で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある
- 上記以外で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く

帰国者・接触者
相談センター

☎(55)5395
FAX(82)0501

(9時～21時。土・日曜日、祝日も実施)